

## 処 分 基 準

B - a - 16  
平成30年10月 5 日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の10
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令
原権者（委任先）：愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の8第3項・第4項（映像送信型性風俗特殊営業を営む者の年少者利用防止措置）
処 分 基 準： 別紙1「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく指示及び措置命令の基準」のとおり
問 合 せ 先：愛知県警察本部生活安全部保安課行政処分係 (電話052-951-1611 内線3188)
備 考：